

巻頭のことば

渋谷秀樹教授におかれましては、2020年3月31日をもって定年により立教大学をご退職になることになりました。

渋谷先生は、東京大学法学部をご卒業の後、同大学院法学政治学研究科博士課程での研究生活の後、大阪府立大学、明治学院大学を経て、2000年4月、法学部教授として本学に着任されました。ほどなく法務研究科（法科大学院）の創設に参加され、その草創メンバーとして、2004年4月、法務研究科に移られ、今日に至るまで、憲法の研究、教育に携わってこられました。

先生は、憲法訴訟論、司法権論から研究の途に入られましたが、その成果は、1995年に刊行された『憲法訴訟要件論』（信山社）にまとめられ、早い時期から学界において高い評価を受けられました。その後、一貫して、これらのテーマについて研究を深められるとともに、そのご研究は、憲法訴訟や司法権論に深くかかわる人権論はもとより、統治機構の一部として重要な位置を占める地方自治にも及び、続々と数多くの著書、論文を発表され、常に学界をリードしてこられました。とりわけ2007年には、『憲法』（有斐閣）を公刊されましたが、同書は800頁を超える大著であり、日本国憲法全体を概観する単著としては学界屈指の体系書として、現在、第3版と版を重ねております。このような高い水準のご研究の他方で、『憲法への招待』（岩波新書）などの一般市民向けの著作、さらには『日本国憲法の論じ方』（有斐閣）や『憲法起案演習』（弘文堂）などのような学生向けの参考書なども公刊されておられます。日本国憲法が、その第12条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」と規定していることは、広く周知のところではありますが、渋谷先生の研究、教育のご業績は、まさにこの条文の実現に大きく寄与するものでありました。

教育においても、法務研究科における先生の授業は、学問的に高いレベルを保ちつつ、常にユーモアも忘れず、学生の評価が厳しい法科大学院にあっても、学生から高い満足度を得たものでありました。さらに、2006年11月には法務研究科委員長（法科大学院長）に就任され、5年数か月の長きにわたって

研究科委員長として法務研究科の発展に力を尽くされました。1期2年の研究科委員長の激職を長期にわたりお務めになられたことは特筆すべきものであり、これもひとえに、先生の指導力への期待と信頼によるものであります。この他に、先生は大学院法学研究科博士課程を担当され、研究者の養成にも当たられたほか、東京大学教養学部などの他大学や自治大学校、税務大学校などにおいて、教育や研修の指導に当たられました。

さらに、先生は、学外においても数多くの要職を務められました。日本公法学会においては、9年間にわたって理事を務められたほか、各種の役職を歴任され、その発展に貢献されました。また、外務省専門職採用試験委員、司法試験審査委員をそれぞれ10年近く務められるなど、重要な試験委員を多く務められ、わが国の法制度の根幹を担う法曹や外交官の選抜に寄与されました。この他、行政の場においては、内閣府行政刷新会議行政透明化検討チーム委員のほか、豊島区基本構想審議会委員、同子どもの権利条例（仮称）検討委員会などに有識者の立場から参画されました。

このように先生のご活躍、ご貢献は多方面、多岐にわたり、高い評価を受けるとともに、それはあわせて立教大学の評価をも高からしめるものでありました。

この度、先生のご退職にあたり、大学院法務研究科、法学部の同僚が中心となり、また学外の方のご寄稿も得て、惜別の念を込め、退職記念号を編み、先生の座右に献呈することといたしました。ここに、先生の長年にわたる立教大学へのご貢献に感謝申し上げるとともに、今後とも変わらぬご健康、ご活躍を心からお祈りいたします。

2020年3月

立教法学会会長

松田 宏一郎